

税関係証明書交付請求書

本人申請の記入例

(請求先) 長岡市長

※本人確認を行います。確認できる書類

市外に転出された場合は、現住所と賦課地
(長岡市のときの住所) を記入してください

年 6 月 15 日

(職員記入欄)
免許 旅券
外登 在留
住力 B 身手
番カ
保険 後期
介護 年手
年証

受付
出力
点検
交付

学証 社証
預 キ・ク
診 住力 A
本人 要聴取
委任 不
聴聞
その他 ()

1 窓口に来た人(請求者)

住 所

長岡市大手通 1-1-1
長岡アパート 101 号室

電話番号《携帯可》

(0258) 35 - 1122

(よみかた) ながおか はなこ

氏 名

長岡 花子

西暦 / 明・大(昭)・平・令 54 年 3 月 21 日生

証明を受ける人とあなたの関係

- ☒ 本人 (法人の代表者も含む)
☐ 同居の親族 (続柄)
☐ 相続人・確認書類が必要な場合があります
☐ 代理人
☐ その他 ()

※
委任者の署名
又は代表者印
が必要です。

2 どなたの証明書が必要ですか？

☒ 窓口に来た人(請求者)と同じ

※法人の代表者が来庁する場合は本人請求と扱います。

本人以外が請求する場合は、下記の欄の記入が必要です。※個人の請求で本人が自署できない場合は、押印してください。

「私は、上記 1 の請求者を代理人として本書を持参させますので、証明書を交付してください。」

個人
法人

住 所

長岡市

(よみかた)

氏 名

※委任の印

令和 7 年度 (6 年分) 所得・課税証明書の交付開始日は 6 月 13 日 (金) です。

令和 7 年度の市民税・県民税が全額給与から差し引かれる人 (特別徴収対象者) は、ご本人の分のみ 5 月 15 日 (木) から交付できます。

電話番号 ()

必要な年度 (年分) をご記入ください。
(例) 令和 7 年度 (令和 6 年分)

印

3 どの種類の証明書が必要ですか？

所得等証明		納税証明		資産評価等証明		
平成・令和 (平成・令和) ☒ 最新版のもの	年度 年分の所得)	平成・令和	年度	平成・令和	年度	
市民税・県民税 所得・課税証明	1 通	車検用軽自動車税 【標識番号】 (長岡)	無 料 通	評価証明	通	枚
扶養証明	通			公課証明	通	枚
個人営業証明 (営業種目:)	通	市民税・県民税	通	課税証明	通	枚
法人営業証明	通	法人市民税 事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日	通	償却資産証明	通	枚
		固定資産税	通	課税台帳証明 (名寄帳)	通	枚
		都市計画税	通	無資産証明	通	枚
		軽自動車税	通	住宅用家屋証明	通	枚
		未納がない証明 (裏面下段をご覧ください 必要な証明をお選びください)	通	未登録証明	通	枚
				その他	通	枚

※平日夜間 (午後 5 時 15 分以降) 及び土・日・祝日の取扱い

・アオーレ長岡 (本庁): 「市民税・県民税所得課税証明書」のみ取り扱います。

・支所: 取り扱いはありません。

・内容によっては、即日発行できない場合があります。

使用目的 (提出先)

- ☐ 登記 (法務局)
☐ 申告 (税務署)
☐ 融資等 (金融機関)
☐ 競売・訴等 (裁判所)
☐ 資産確認
☐ その他 ()

税
窓
使
用
欄

手数料金 (計)	預かり額	おつり額	レジ立会者
----------	------	------	-------

資産評価等証明

土地・家屋の一部の証明を請求する場合は、必要な物件の所在地を記入してください。

区 分	町 名	地 番	家屋番号
土地 ・ 家屋			
土地 ・ 家屋			
土地 ・ 家屋			
土地 ・ 家屋			
土地 ・ 家屋			
土地 ・ 家屋			
土地 ・ 家屋			
土地 ・ 家屋			
土地 ・ 家屋			
土地 ・ 家屋			

※ 亡くなられた人名義の証明を請求する場合は、相続人であることが確認できる戸籍が必要な場合があります。

※ 賦課期日（１月１日）以降に所有者移転の登記をし、新たに所有者となった人が請求する場合は、そのことを確認できる登記簿が必要です。

※ 借地人・借家人が請求する場合は、賃貸借契約書の写し等が必要です。

詳しくは窓口の職員におたずねください。

未納がない証明

必要な証明にチェックをしてください。

	チェック欄	証明事項	主な使用目的
①	☐	市税の未納がない証明	長岡市の入札参加資格審査申請など
②	☐	過去３年以内に市税に係る滞納処分を受けたことがない証明	公益社団法人、公益財団法人の認定など
③	☐	市税の未納がない・過去２年以内に市税に係る滞納処分を受けたことがない証明	酒類販売業免許申請など

※証明が必要な滞納処分を受けたことがない期間が②・③に該当しない場合は、窓口の職員におたずねください。